

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。



お住まいの地域の児童相談所につながります。
 ※一部のIP電話からはつながりません。
 ※令和元年12月より通話料が無料化されました。

■児童虐待とは・・・？

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

■子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

○子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類やからだがかいつも汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴である
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

○保護者について

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家においたまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

■「しつけ」が行き過ぎると虐待に当たることもあります。

子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

令和2年4月1日より、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、親権者が子どものしつけに際して体罰(たたく・怒鳴るなど)を加えてはならないことが明文化されます。

虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や子育てに
悩んだら。

子育てに悩む親がいたら。

◆児童相談所や町の相談窓口にご連絡ください◆

岩見沢児童相談所 電話0126-22-1119
 保健福祉課 子育て支援推進室 電話35-2120